

文部科学省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	1
○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）	45



改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第二条―第十 条）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十一条―第十三条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第十四条―第二十三条）</p> <p>第二目 <u>総合教育政策局</u>（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第三目 初等中等教育局（第三十二条―第四十三条）</p> <p>第四目 高等教育局（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第五目 科学技術・学術政策局（第五十四条―第五十九条）</p> <p>第六目 研究振興局（第六十条―第六十六条）</p> <p>第七目 研究開発局（第六十七条―第七十四条）</p> <p>第三節 審議会等（第七十五条―第七十九条）</p> <p>第四節 施設等機関（第八十条―第八十二条）</p> <p>第二章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第二条―第十 条）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十一条―第十三条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第十四条―第二十三条）</p> <p>第二目 <u>生涯学習政策局</u>（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第三目 初等中等教育局（第三十二条―第四十三条）</p> <p>第四目 高等教育局（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第五目 科学技術・学術政策局（第五十四条―第五十九条）</p> <p>第六目 研究振興局（第六十条―第六十六条）</p> <p>第七目 研究開発局（第六十七条―第七十四条）</p> <p>第三節 審議会等（第七十五条―第七十九条）</p> <p>第四節 施設等機関（第八十条―第八十二条）</p> <p>第二章（略）</p>

附則

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の六局並びに国際統括官一人を置く。

総合教育政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

2 大臣官房に文教施設企画・防災部を、高等教育局に私学部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十四 (略)

2 文教施設企画・防災部は、前項第二十八号から第四十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合教育政策局の所掌事務)

第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する

附則

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の六局並びに国際統括官一人を置く。

生涯学習政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

2 大臣官房に文教施設企画部を、高等教育局に私学部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十四 (略)

2 文教施設企画部は、前項第二十八号から第四十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(生涯学習政策局の所掌事務)

第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する

る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二| 教育基本法（平成十八年法律第二十号）の施行に関する事務の総括に関すること。

三| 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

四| 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

五| 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

六| 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

七| 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的

る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(新設)

二| 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

三| 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四| 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

五| 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六| 情報教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

七| 情報教育のための補助に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

八| 情報教育の基準の設定に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九| 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

十| 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一| 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本

な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

八 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

九 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

十一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育（以下この条及び第二十六条において単に「国際理解教育」という。）

の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十二 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。

十三 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。

十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十二 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

十三 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十五 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

十六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

十七 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。

十八 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十九 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。

二十三 社会教育のための補助に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（新設）

十四 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。

十五 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

十九 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習に関すること。

（新設）

二十四 公立及び私立の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十五 公立の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十六 学校図書館に関すること。

（削る）

二十七 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

二十八 社会教育としての通信教育に関すること。

二十九 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

三十 家庭教育の支援に関すること。

三十一 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

三十二 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三十三 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三十四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技

二十 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

二十二 社会教育のための補助に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

二十四 社会教育としての通信教育に関すること。

（新設）

二十五 家庭教育の支援に関すること。

二十六 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

二十七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

（新設）

二十八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的



術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十五 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十六 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十七 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

三十八 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関する事。

三十九 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関する事。

（初等中等教育局の所掌事務）

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 二 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関する事（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方教育費に関する企画に関する事。
- 四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに

な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十一 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

（新設）

三十二 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関する事。

（初等中等教育局の所掌事務）

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 二 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関する事（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方教育費に関する企画に関する事。
- 四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに

関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

五 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

七 初等中等教育のための補助に関すること（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

八 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

九 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

十 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十一 教科用図書の検定に関すること。

十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十三 文部科学省が著作の名義を有する出版物の著作権の管理に関する

関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

五 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

七 初等中等教育のための補助に関すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

八 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

九 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

十 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十一 教科用図書の検定に関すること。

十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十三 文部科学省が著作の名義を有する出版物の著作権の管理に関する

こと。

十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十五 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。第四十一条第二号において同じ。）及び学校給食に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。）。

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

（削る）

（削る）

（削る）

十七 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除

こと。

十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十五 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。）。

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

十七 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

十八 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十九 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

二十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除

く。)

十八 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

十九 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること(高等教育局の所掌に属するものを除く。)

二十 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に関すること(総合教育政策局の所掌に属するものを除く。)

二十一 教育用品(学校用家具を除く。)の基準の設定に関すること。  
(削る)

二十二 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること(安全教育に係るものを除く。)

二十三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。)

二十四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。)

二十五 少年院の長が行う教科指導についての勧告に関すること。

二十六 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。

二十七 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び

く。)

(新設)

(新設)

二十一 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に関すること(生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)

二十二 教育用品(学校用家具を除く。)の基準の設定に関すること。

二十三 初等中等教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)

二十四 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること(情報教育に係るものを除く。)

二十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)

二十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)

二十七 少年院の長が行う教科指導についての勧告に関すること。

二十八 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。

二十九 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び

中等教育学校の指定に関すること。

二十八 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

(削る)

(高等教育局の所掌事務)

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

二 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること(総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。)

五 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

六 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

七 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

八 外国人留學生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留學生の派遣に関すること。

中等教育学校の指定に関すること。

三十 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

三十一 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること

。

(高等教育局の所掌事務)

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

二 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること(初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

五 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

六 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

七 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

八 外国人留學生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留學生の派遣に関すること。

九 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

十二 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学に附属する専修学校及び各種学校における教育（第四十八条において「附属専修学校等における医療技術者等養成教育」という。）の基準の設定に関すること。

十三 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。

十四 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第三条の基本指針のうち同条第二項第二号に掲げる事項に関すること。

十五 国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成

九 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

十一 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学に附属する専修学校及び各種学校における教育（第四十八条において「附属専修学校等における医療技術者等養成教育」という。）の基準の設定に関すること。

十二 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。

十三 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第三条の基本指針のうち同条第二項第二号に掲げる事項に関すること。

十四 国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十五 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成

十五年法律第百十三号) 第三条に規定する国立高等専門学校をいう。

第四十七条第七号において同じ。) における教育に関すること(総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

十七 大学及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

十八 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)

十九 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

二十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

二十一 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十六条第八号において同じ。)に関すること。

二十二 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

十五年法律第百十三号) 第三条に規定する国立高等専門学校をいう。

第四十七条第六号において同じ。) における教育に関すること(初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

十六 大学及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

十七 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)

十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)

二十 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十六条第八号において同じ。)に関すること。

二十一 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営（放送大学学園に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

二十四 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十五 私立学校教職員の共済制度に関すること。

二十六 大学設置・学校法人審議会の庶務に関すること。

二十七 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

二十八 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

二十九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。

三十 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

2 私学部は、前項第二十二号から第二十五号まで、第二十六号（学校法人分科会の庶務に関することに限る。）及び第三十号に掲げる事務をつかさどる。

（参事官及び技術参事官）

第十三条 大臣官房に参事官三人を、大臣官房文教施設企画・防災部に技術参事官一人を置く。

二十二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営（放送大学学園に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 私立学校教職員の共済制度に関すること。

二十五 大学設置・学校法人審議会の庶務に関すること。

二十六 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

二十七 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

二十八 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。

二十九 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

2 私学部は、前項第二十一号から第二十四号まで、第二十五号（学校法人分科会の庶務に関することに限る。）及び第二十九号に掲げる事務をつかさどる。

（参事官及び技術参事官）

第十三条 大臣官房に参事官二人を、大臣官房文教施設企画部に技術参事官一人を置く。



2 参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務（文教施設企画・防災部の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項の企画及び立案に参画する。

3 技術参事官は、命を受けて、文教施設企画・防災部の所掌事務のうち技術に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（大臣官房に置く課等）

第十四条 大臣官房に、文教施設企画・防災部に置くものほか、次の五課を置く。

人事課

総務課

会計課

政策課

国際課

2 文教施設企画・防災部に、次の三課及び参事官一人を置く。

施設企画課

施設助成課

計画課

（施設企画課の所掌事務）

第二十条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文教施設企画・防災部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 文教施設及び科学技術に関する研究開発に必要な施設の整備に関する

2 参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務（文教施設企画部の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項の企画及び立案に参画する。

3 技術参事官は、命を受けて、文教施設企画部の所掌事務のうち技術に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（大臣官房に置く課等）

第十四条 大臣官房に、文教施設企画部に置くものほか、次の五課を置く。

人事課

総務課

会計課

政策課

国際課

2 文教施設企画部に、次の三課及び参事官一人を置く。

施設企画課

施設助成課

計画課

（施設企画課の所掌事務）

第二十条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文教施設企画部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 文教施設及び科学技術に関する研究開発に必要な施設の整備に関する

る基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関する事（スポーツ庁及び文化庁並びに他局並びに施設助成課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

四・五 （略）

（削る）

（削る）

六 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資（学校給食用物資を除く。）並びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの（学校給食用物資を除く。）の入手又は利用に関する便宜の供与に関する事。

七 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令に関する事。

八 国立の文教施設の整備に関する設計書類の照査、請負契約、施工管理の基準及び技術的監査に関する事。

九 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する

る基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関する事（スポーツ庁及び文化庁並びに他局及び施設助成課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関する事。

五 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関する事。

六・七 （略）

八 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関する事。

九 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関する事（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

十 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資（学校給食用物資を除く。）並びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの（学校給食用物資を除く。）の入手又は利用に関する便宜の供与に関する事。

十一 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令に関する事。

十二 国立の文教施設の整備に関する設計書類の照査、請負契約、施工管理の基準及び技術的監査に関する事。

十三 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置す

文教施設の整備に関する請負契約及び施工管理の基準に関すること。

- 十| 前各号に掲げるもののほか、文教施設企画・防災部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(参事官の職務)

第二十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一| 公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。
- 二| 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。

- 三| 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

- 四| 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

- 五| 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する設計、積算、施工及び維持保全に係る技術的基準に関すること。

- 六| 国立の文教施設の整備に関する建設計画、設計、積算及び施工管理の実施に関すること。

第二目 総合教育政策局

(総合教育政策局に置く課)

る文教施設の整備に関する請負契約及び施工管理の基準に関すること。

- 十四| 前各号に掲げるもののほか、文教施設企画部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(参事官の職務)

第二十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一| 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する設計、積算、施工及び維持保全に係る技術的基準に関すること。

- 二| 国立の文教施設の整備に関する建設計画、設計、積算及び施工管理の実施に関すること。

第二目 生涯学習政策局

(生涯学習政策局に置く課等)

第二十四条 総合教育政策局に、次の七課を置く。

政策課

教育改革・国際課

調査企画課

教育人材政策課

生涯学習推進課

地域学習推進課

男女共同参画共生社会学習・安全課

(政策課の所掌事務)

第二十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合教育政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 教育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

三 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

四 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

(削る)

(削る)

五 中央教育審議会の庶務(生涯学習分科会、初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。)に関すること。

第二十四条 生涯学習政策局に、次の六課及び参事官一人を置く。

政策課

生涯学習推進課

情報教育課

社会教育課

青少年教育課

男女共同参画学習課

(政策課の所掌事務)

第二十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生涯学習政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(新設)

三 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

四 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

五 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

六 中央教育審議会の庶務(初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。)に関すること。

(削る)

六 前各号に掲げるもののほか、総合教育政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(教育改革・国際課の所掌事務)

第二十六条 教育改革・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(政策課の所掌に属するものを除く。)

二 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三 国際理解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。

四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関する事。

五 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事(外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。

七 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、生涯学習政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(新設)

(調査企画課の所掌事務)

第二十七条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること(初等中等教育局及び教育改革・国際課の所掌に属するものを除く。)
- 四 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。
- 五 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

(教育人材政策課の所掌事務)

第二十八条 教育人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育職員、社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭及び学校司書の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
- 二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 三 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。
- 四 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

(生涯学習推進課の所掌事務)

(新設)

(新設)

(生涯学習推進課の所掌事務)

第二十九条 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（地域学習推進課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）
- 二 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。
- 三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）
- 四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）
- 五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）
- （削る）
- （削る）
- 六 社会教育としての通信教育に関すること（地域学習推進課の所掌に属するものを除く。）
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女

第二十六条 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）
- 二 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。
- 三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）
- 四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）
- 五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）
- 六 学校開放に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七 学校開放のための補助に関すること。
- 八 社会教育としての通信教育に関すること（情報教育課の所掌に属するものを除く。）
- 九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教

共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)

八| 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)

九| 中央教育審議会生涯学習分科会の庶務に関すること。

十| 放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。

(削る)

育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

十| 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

(新設)

十一| 放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。

(情報教育課の所掌事務)

第二十七条 情報教育課は、次に掲げる事務(第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる事務にあつては、高等教育局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一| 情報教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二| 情報教育のための補助に関すること。

三| 情報教育の基準の設定に関すること。

四| 生涯学習に係る機会の整備(学習情報の提供に係るものに限る。)の推進に関すること。

五| 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六| 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

七| 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する



(地域学習推進課の所掌事務)

第三十条 地域学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

- 二 社会教育のための補助に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 公立及び私立の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 公立の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

こと。

- 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

- 九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(社会教育課の所掌事務)

第二十八条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習に関すること。

- 三 社会教育のための補助に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 公立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 学校図書館に関すること（教育人材政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（ボランティア活動の振興に係るものに限る。）。
- 七 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 八 学校運営協議会等に関すること。
- 九 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 十 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。
- 十一 家庭教育の支援に関すること。
- 十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

- （新設）
- 六 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（ボランティア活動の振興に係るものに限る。）。
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

(青少年教育課の所掌事務)

第二十九条 青少年教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 青少年教育のための補助に関すること。
- 三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。
- 六 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務)

第三十一条 男女共同参画共生社会学習・安全課は、次に掲げる事務をつ

(男女共同参画学習課の所掌事務)

第三十条 男女共同参画学習課は、次に掲げる事務をつかさどる。

かさどる。

- 一 男女共同参画社会の形成その他の共生社会の形成の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 二 女性教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 女性教育のための補助に関すること。
- 四 公立及び私立の女性教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立の女性教育施設の整備のための補助に関すること。
- 六 海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
- 七 学校安全及び災害共済給付に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。
- 八 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

- 二 女性教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 三 女性教育のための補助に関すること。
  - 四 公立及び私立の女性教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
  - 五 公立の女性教育施設の整備のための補助に関すること。
  - 六 家庭教育の支援に関すること。
- （新設）
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
  - 八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（参事官の職務）

(削る)

第三目 初等中等教育局

(初等中等教育局に置く課等)

第三十二条 初等中等教育局に、次の九課及び参事官一人を置く。

初等中等教育企画課

財務課

教育課程課

児童生徒課

幼児教育課

特別支援教育課

情報教育・外国語教育課

教科書課

健康教育・食育課

(削る)

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十一条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業についての知識及び技能の習得の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

二 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

第三目 初等中等教育局

(初等中等教育局に置く課等)

第三十二条 初等中等教育局に、次の十課及び参事官一人を置く。

初等中等教育企画課

財務課

教育課程課

児童生徒課

幼児教育課

特別支援教育課

国際教育課

教科書課

健康教育・食育課

教職員課

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 初等中等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 初等中等教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関すること。

四 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

五 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

六 義務教育学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 初等中等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 初等中等教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関すること。

四 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

五 地方公務員である教育関係職員の任免その他の身分取扱い（給与を

除く。）に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課及び教職員課の所掌に属するものを除く。）。

六 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

七 義務教育学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

八 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

(削る)

- 七| 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関すること。
- 八| 前各号に掲げるもののほか、初等中等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方教育費に関する企画に関すること。
- 二 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)
- 三 地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 四 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。)
- 五 教育用品(学校用家具を除く。)の基準の設定に関すること。
- 六 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部(学校給食法(昭和二

九| 高等学校における通信教育に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

十| 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(産業教育のための施設の整備に係るものに限る。)に関すること。

十一| 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

十二| 前各号に掲げるもののほか、初等中等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方教育費に関する企画に関すること。
  - 二 地方公務員である教育関係職員の給与に関する制度の企画及び立案並びにその運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- (新設)
- 三| 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)
  - 四| 教育用品(学校用家具を除く。)の基準の設定に関すること。
  - 五| 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部(学校給食法(昭和二

十九年法律第六十号) 第六条に規定する共同調理場を含む。) の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

七| 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号) による補助に関すること。

八| 経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

九| 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

十| へき地における教育の振興に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

十一| 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

十二| 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案(学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全及び災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関すること。

(教育課程課の所掌事務)

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の教育課程に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属する

十九年法律第六十号) 第六条に規定する共同調理場を含む。) の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

六| 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号) による補助に関すること。

七| 経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

八| 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

九| へき地における教育の振興に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

十| 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

十一| 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案(学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関すること。

(教育課程課の所掌事務)

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の教育課程に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く



ものを除く。)

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

五 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補助に関すること。

六 少年院の長が行う教科指導についての勧告に関すること。

(児童生徒課の所掌事務)

第三十六条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導(以下この条において単に「生徒指導」という。)並びに小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導(以下この条において単に「進路指導」という。)に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

。)

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

五 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補助に関すること。

六 少年院の長が行う教科指導についての勧告に関すること。

(児童生徒課の所掌事務)

第三十六条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導(以下この条において単に「生徒指導」という。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導(以下この条において単に「進路指導」という。)並びに中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育(以下この条において単に「産業教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援教育課及

二 高等学校の入学者の選抜（以下この条において「入学者選抜」という。）に関する援助及び助言に関すること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、生徒指導、進路指導及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

四 教育関係職員その他の関係者に対し、生徒指導、進路指導及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（幼児教育課の所掌事務）

び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

二 高等学校の入学者の選抜（以下この条において「入学者選抜」という。）に関する援助及び助言に関すること。

三 学校図書館の整備に関すること。

四 産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 産業教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（情報教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、生徒指導、進路指導、産業教育及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 教育関係職員その他の関係者に対し、生徒指導、進路指導、産業教育及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

九 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

（幼児教育課の所掌事務）

第三十七条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に關すること。
- 二 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育のための補助に關すること（総合教育政策局並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。）に關すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに特別支援教育課

第三十七条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に關すること。
- 二 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（特別支援教育課、健康教育・食育課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育のための補助に關すること（特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。）に關すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課

及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十八条 特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（以下この条において「特別支援教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに財務課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 前号に掲げる幼児、児童及び生徒に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。

- 三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものを除く。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 特別支援学校の高等部における通信教育に関すること（総合教育政策局及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合

の所掌に属するものを除く。）。

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十八条 特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（以下この条において「特別支援教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るもの並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 前号に掲げる幼児、児童及び生徒に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。

- 三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものを除く。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 特別支援学校の高等部における通信教育に関すること（健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

- 六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに健康

- 教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)
- 七 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。
  - 八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(情報教育・外国語教育課の所掌事務)

- 第三十九条 情報教育・外国語教育課は、次に掲げる事務(第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事務にあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における情報教育(第三号、第七号及び第八号において単に「情報教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育(以下この条において単に「外国語教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 三 情報教育及び外国語教育の基準(外国語教育の教材に係るものを除く。)の設定に関すること。
  - 四 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。
  - 五 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること(高等教育局の所掌に属するものを除く。)
  - 六 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情

- 教育・食育課の所掌に属するものを除く。)
- 七 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。
  - 八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(国際教育課の所掌事務)

- 第三十九条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育(以下この条において単に「国際理解教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育(以下この条において単に「外国語教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
  - 三 外国語教育の基準(教材に係るものを除く。)の設定に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
  - 四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(外国語教育に係るものにあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
  - 五 教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育及び外国語教育

報教育の振興に関する援助及び助言に関すること。

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(健康教育・食育課の所掌事務)

第四十一条 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 学校保健及び学校給食に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。）。

三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

(削る)

に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（外国語教育に係るものにあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

七 初等中等教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

(健康教育・食育課の所掌事務)

第四十一条 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。）。

三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

四 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

(参事官の職務)

第四十二条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)
- 二 高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。)における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 高等学校における通信教育に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)
- 五 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育(以下この条において単に「産業教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 六 産業教育のための補助に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

(教職員課の所掌事務)

第四十二条 教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること(高等教育局の所掌に属するものを除く。)
- 二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 三 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

七 産業教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

九 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（安全教育に係るもの並びに健康教育・食育課及び情報教育・外国語教育課の所掌に属するものを除く。）。

十 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十一 教育関係職員その他の関係者に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十二 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

#### 第四十三条 削除

#### （参事官の職務）

第四十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する企画及び立案並びに援



(高等教育企画課の所掌事務)

第四十五条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 四 大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。
- 五 放送大学学園が設置する放送大学(第四十七条第八号において単に「放送大学」という。)における教育に関すること。
- 六 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)
- 七 中央教育審議会大学分科会の庶務に関すること。
- 八 大学設置・学校法人審議会の庶務(学校法人分科会に係るものを除く。)に関すること。
- 九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

助及び助言に関すること。

- 二 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること(生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(高等教育企画課の所掌事務)

第四十五条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 四 大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。
- 五 放送大学学園が設置する放送大学(第四十七条第七号において単に「放送大学」という。)における教育に関すること。
- 六 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)
- 七 中央教育審議会大学分科会の庶務に関すること。
- 八 大学設置・学校法人審議会の庶務(学校法人分科会に係るものを除く。)に関すること。
- 九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、高等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

三 大学における教育のための補助に関する事(総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

四 大学における教育の基準の設定に関する事(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

五 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関する事。

六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

十 前各号に掲げるもののほか、高等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

三 大学における教育のための補助に関する事(初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

四 大学における教育の基準の設定に関する事(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

五 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関する事。

六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 公立大学法人に関すること。

（専門教育課の所掌事務）

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学における学術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育等」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 公立大学法人に関すること。

（専門教育課の所掌事務）

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学における学術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）並びに教育職員の養成のための教育を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育等」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四 高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものを除く。第九号及び第十号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

六 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

七 国立高等専門学校における教育に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

八 大学（放送大学を除く。）及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

九 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初

四 高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものを除く。第八号及び第九号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

六 国立高等専門学校における教育に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

七 大学（放送大学を除く。）及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌

中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関する  
こと。

(国立大学法人支援課の所掌事務)

第五十条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大  
学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（総合教育政策  
局及び初等中等教育局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係  
るものを除く。）に関すること。
- 三 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

(私学助成課の所掌事務)

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、  
地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及  
び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所  
掌に属するものを除く。）。
- 二 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

(国語課の所掌事務)

第九十九条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

に属するものを除く。）。

十 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関するこ  
と。

(国立大学法人支援課の所掌事務)

第五十条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大  
学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（初等中等教育  
局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係  
るものを除く。）に関すること。
- 三 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

(私学助成課の所掌事務)

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、  
地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及  
び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所  
掌に属するものを除く。）。
- 二 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

(国語課の所掌事務)

第九十九条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国語の改善及びその普及に関すること。
- 二 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。

附 則

（削る）

- 5 | （初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例）  
初等中等教育局特別支援教育課は、第三十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（初等中等教育局参事官の所掌事務の特例）

- 6 | 初等中等教育局参事官は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国語の改善及びその普及に関すること。
- 二 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。

附 則

（初等中等教育局児童生徒課の所掌事務の特例）

- 5 | 初等中等教育局児童生徒課は、第三十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

（初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例）

- 6 | 初等中等教育局特別支援教育課は、第三十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。</p>